

### 7303 A T Aカルネの輸出入手続（外国カルネ）

A T Aカルネとは、世界の主要国の間で結ばれている「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）」に基づく国際的制度による通関書類のことです。

日本において展覧会、博覧会等に出品するための物品または、巡回興業用の興業用物品等を外国から一時持ち込み、期間終了後再び外国へ持ち出す場合、日本へ持ち込む前に外国でA T Aカルネを取得しておくこと、日本での輸出入の通関手続が免税扱いにより簡単で速くできます。

A T Aカルネで、出品者、興業者等が携帯して持ち込み、または持ち出す場合は、簡易な通関である旅具通関扱いとなります。ただし、輸出入の規制がある物品は事前に許可・承認を受けておく必要があります。

なお、カルネを利用するにあたっては、

A T Aカルネを発給した国が、A T A条約に加盟していること  
有効期間（1年以内）はA T Aカルネに記載されている期間であること

利用できる物品の主なものは、商品見本、職業用具、展示用物品等で法律で定められているものであること

利用者は、持ち込んだ物品はA T Aカルネの有効期限内に必ず持ち出す義務があること

法令の規定により、通関に際し事前に許可・承認が必要な物品には、許可・承認書の添付が必要であることに注意してください。

（A T A条約特例法第3条、A T A条約特例法関係基本通達）